

国が行う職業訓練と雇用・能力開発機構の 今後のあり方について（論点ペーパー）

I 見直しの背景

- 厳しい雇用失業情勢が続く中、職業訓練を通じ、離職者の再就職を促進するとともに、今後新たに成長が期待され、雇用の創出が見込まれる産業において、その担い手となる人材の育成が求められている。
- また、我が国の基幹産業であるものづくり産業においても、国際競争力の強化や技能継承等の観点から、企業における中核的な人材の育成・確保が課題となるなど、職業訓練の重要性はますます高まっている。
- 他方、これまで国が行うべき職業訓練の実施を担ってきた雇用・能力開発機構については、職業訓練をはじめ多岐にわたる業務を行う中で、スパウザ小田原や私のしごと館の設置・運営のあり方等について問題を指摘されてきたところである。
- こうした状況に対応し、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成 20 年 12 月 24 日閣議決定。以下「平成 20 年閣議決定」）を踏まえ、雇用・能力開発機構を廃止する等の抜本的見直しを行い、国の責任において実施されるべき職業訓練を担う組織体制を整備する必要がある。

II 今後のあり方

1 国が行う職業訓練の位置づけについて

(1) 国が行う職業訓練の役割

国は、①雇用のセーフティネットとして機動的かつ全国的に行う離職者訓練、②中小企業の労働者等に高度な技能を習得させるための在職者訓練、③企業内で生産部門のリーダーとなる中核的な人材を育成するための学卒者訓練について、高度な訓練設備等を要し、スケールメリットを活かすことではじめて実施可能となるものづくり訓練等を中心に行ってきたところであるが、今後とも、国は国以外の主体では的確かつ確実な実施が困難な分野の訓練の実施を担うという考え方でよいか。

(2) 国と都道府県の役割

平成 20 年閣議決定に「可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図る」とあるように、これまで、国は、(1)のとおり、雇用のセーフティネットとしての離職者訓練や、在職者や学卒者を対象とした高度なものづくり訓練等を行い、都道府県

は、地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練を行ってきたところであるが、今後とも、こうした役割分担の考え方でよいか。

(3) 国と民間教育訓練機関の役割

平成 20 年閣議決定に「可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図る」とあるように、これまで、介護分野や情報通信分野など、民間教育訓練機関で実施可能な訓練分野については、民間教育訓練機関への委託により実施し、国は、民間教育訓練機関では実施できず、かつ、我が国経済社会にとって必要なものづくり分野の訓練の実施を中心に担ってきたところであるが、今後とも、こうした役割分担の考え方でよいか。

(4) 新規成長分野等における職業訓練

従来のものでづくり訓練のみならず、今後、雇用の創出が見込まれる新規成長分野を担う人材の育成が課題となる中、新たな成長産業に必要とされる人材を育成するための訓練ニーズに対応した職業訓練について、国がその基盤を整備し、民間教育訓練機関等でそうした訓練が実施されるようにしていくことが必要であるとの考え方でよいか。

2 国が行う職業訓練の内容及び施設のあり方について

(1) 職業訓練の内容

国は、ものづくり訓練について、産業構造等が変化する中で、PDCA サイクルにより訓練内容を不断に見直し、産業分野毎の訓練ニーズや技術革新に対応可能な職業訓練を的確に実施していくべきではないか。

また、国は、新規成長分野等の新たな職業訓練の基盤を整備するため、民間に先導した訓練カリキュラムの開発、訓練を実施する民間教育訓練機関の開拓等を行うべきではないか。

(2) 職業訓練施設

① ポリテクセンター

○職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）については、雇用のセーフティネットや中小企業における優秀な技能労働者の供給、確保等の観点から、引き続き、ものづくり分野を中心に、離職者訓練や在職者訓練を的確に実施していくべきではないか。

○ポリテクセンターの施設内では対応できない訓練や、雇用情勢の悪化に対応して機動的に行う離職者訓練については、これまで以上に、民間教育訓練機関を積極的に活用して実施していくべきではないか。

○内容の定型化した訓練については、都道府県から民間教育訓練機関

への委託とする規模を拡大する方向とする一方、新規成長分野等の新たな訓練分野については、ポリテクセンターが積極的に民間教育訓練機関を開拓して実施していくべきではないか。

○ポリテクセンターの都道府県への移管については、全国の訓練対象者の受講機会が損なわれることがないように、十分留意しつつ、対応すべきではないか。

② ポリテクカレッジ

○職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）については、我が国の中小企業における技能継承や国際競争力の維持・向上等の観点から、引き続き、ものづくり企業に必要な中核人材を養成し、供給するための学卒者訓練を的確に実施していくべきではないか。

○ポリテクカレッジの都道府県への移管については、ブロックごとに職業訓練の水準が維持されるよう、十分留意しつつ、対応すべきではないか。

③ 職業能力開発総合大学校（総合大）

職業能力開発総合大学校については、専門技能のレベルや指導能力の高い指導員の養成及び再訓練、新たな訓練分野のカリキュラム開発等について、公共職業能力開発施設等において質の高い職業訓練を実施する観点から、必要な見直しをしていくべきではないか。

3 国が行う職業訓練を担う法人のあり方

(1) 職業訓練業務への特化

雇用・能力開発機構に係るこれまでの問題の指摘等を踏まえ、新たな組織体制においては、雇用・能力開発機構が行ってきた業務のうち、職業訓練業務に特化して実施することにより、より効率的な訓練実施体制を確立すべきではないか。

(2) 労使の代表者の運営への参画

職業訓練に係る労使のニーズや、新規成長産業やものづくり産業における訓練ニーズ等を的確に踏まえ、効果的な職業訓練が実施できるよう、新たな組織体制においては、中小企業等の使用者や労働者の代表が法人の訓練分野における運営に参画できる仕組みを設けるべきではないか。

(3) 地域における協議会の設置

地域の産業における人材ニーズに応じた職業訓練分野の設定や、地域の労使団体、関係行政機関等のネットワークを構築することにより、職業訓練受講者に対する求職支援等が的確に行えるよう、ポリテクセンター

を中心として、これらの機関が連携・協議できる場を設けるべきではないか。

(4) 労使の参画によるガバナンスの強化及び効率的な組織運営

雇用・能力開発機構を廃止した後の新たな組織における職業訓練業務については、上記(2)の労使の代表者による運営への参画を通じてガバナンスの強化を図るとともに、保有資産の効率的活用の観点から、資産の必要性等を不断に精査し、スリム化を図るなど、効率的な組織運営を徹底すべきではないか。

職業訓練の現状について

(1) 公共職業訓練について

(1)-① 離職者訓練について

公共職業訓練について

国及び都道府県は、その責務として

- ・ 職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施
- ・ 事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施に努めなければならない(職業能力開発促進法第4条2項)こととされており、当該規定を受けて**離職者、在職者及び学卒者**に対する公共職業訓練を実施している。

離職者訓練

- 国は、雇用のセーフティネットとして離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するための**必要最低限**の職業訓練を実施。
- これに加え、**都道府県は地域の实情に**対応するために、必要な訓練を実施。

【対象】 ハローワークの求職者(無料)

【訓練期間】 概ね3月～6月

【機構の主な訓練コース例】
・施設内訓練

民間には実施できないものづくり系を中心に実施。(CAD/CAM科、テクニカルメタルワーク科、電気設備科 等)

・委託訓練

民間にできるものにおいては、専修学校、NPO等多様な民間教育訓練機関へ委託して実施。(OA事務コース、経理事務コース 等)

在職者訓練

- 国は、ものづくり分野を中心に**真に高度な**ものものみに限定して職業訓練を実施。
- **都道府県**は、地域の人材ニーズを踏まえ、**地域の实情**に応じた職業訓練を実施。

【対象】 在職労働者

【訓練期間】 概ね2日～3日

【機構の主な訓練コース例】

民間には実施できないものづくり系を中心に実施。
(TIG溶接コース、フライス盤・NC旋盤実践技術コース、油圧制御技術コース 等)

【受講料】

1万5千円(機構の場合の平均受講料)

学卒者訓練

- 国は、職業に必要な**高度な技能及び知識**を習得させるための職業訓練を実施。
- **都道府県**は、職業に必要な**基礎的な技能及び知識**を習得させるための職業訓練を実施。

【対象】 高等学校卒業者等

【訓練期間】 1年又は2年

【機構の主な訓練コース例】

民間には実施できないものづくり系を中心に実施。
(機械加工科、電子技術科、情報技術科、生産機械システム科 等)

【受講料】

年間39万円(機構の場合)

平成20年度 公共職業訓練実施状況

	合計		雇用・能力開発機構		都道府県	
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
離職者訓練	131,800	-	102,368	-	29,432	-
うち施設内	40,102	74.5% (▲4.9)	27,144	78.5% (▲3.5)	12,958	66.0% (▲7.6)
うち委託	91,698	68.3% (▲2.6)	75,224	69.5% (▲1.9)	16,474	62.5% (▲5.2)
在職者訓練	102,369	-	43,803	-	58,566	-
学卒者訓練	21,006	89.1% (▲4.1)	7,303	96.8% (▲1.6)	13,703	86.5% (▲5.2)
合計	255,175	-	153,474	-	101,701	-

注1 離職者訓練の就職率(1ヶ月以下のコースは除く)については、訓練終了3ヶ月後の就職状況

注2 委託訓練には、委託訓練活用型デュアルが含まれる。

注3 学卒者訓練の就職率には専門課程・普通課程活用型デュアルが含まれず、訓練終了1ヶ月後の就職状況

注4 障害者訓練は除いている。

注5 離職者訓練の受講者数は「入校者数」であり、1ヶ月以下のコースも含む。

注6 学卒者訓練受講者数は「当該年度在校生数」であり普通・専門課程活用型デュアルシステムが含まれる。

注7 定例業務統計報告調べ